

子どもが2歳8か月以上の場合

子どもの不審な外傷・性虐待を疑わせる徴候・体重増加不良・体重減少・身体の不衛生・疾病の放置等

保護者が子どもに同伴している場合、子どもと保護者は別室に分けて、別々に面接する。

子どもに保護者の説明や言い訳を聞かせてはいけません。保護者が虚偽の説明をするのを聞いてしまったら、子どもはそれをくつがえしてまで、本当のことを話せません。

保護者が子どもに同伴していない場合、子どもから話を聞く。

児童福祉法及び児童虐待防止法に規定された通告先は、児童相談所か、市町村要保護児童対策調整機関であって、教育委員会ではありません。
子ども虐待通告の場合、仲介者が間に入ると、重要な情報が抜け落ちがちで、リスク・アセスメントを誤ります。

子どもが被害を開示した場合

子どもが被害を開示しないか、虐待・ネグレクトを否定した場合

子どもが被害を開示しないか、虐待・ネグレクトを否定した場合

子どもが被害を開示した場合

保護者が虐待・ネグレクトと異なる説明をしても、子どもの話を信じて、一時保護が必要なケースは児童相談所に、在宅支援でよいケースは市区町村に通告する。

子どもの所属機関が、虐待・ネグレクトを疑っていることを保護者に知らせてはいけません。

子どもが話した内容は明かさずに、何があったのかについて、保護者がどのように説明するのかを確認するが、問い合わせたり、虐待したかどうかの確認はしない。

虐待・ネグレクトを疑われていると知った保護者は、子どもへの脅し・口止め、家族との口裏合わせや、証拠隠滅を図ります。

保護者に確認することなく、一時保護が必要なケースは児童相談所に、在宅支援でよいケースは市区町村に通告する。

子どもと保護者の説明が一致しない場合は、虐待・ネグレクトを疑って、児童相談所か市区町村に通告する。

子どもと保護者の説明が一致しても、外傷所見や発達段階、子どもの様子とその説明とが矛盾する場合は、虐待・ネグレクトを疑って、児童相談所か市区町村に通告する。

子どもと保護者の説明が完全に一致し、外傷所見や発達段階、子どもの様子とその説明との間に矛盾がなければ、経過観察とする。

第三者目撃者のいる事故外傷など、虐待・ネグレクトではないことが100%確実であれば、通告は不要。

子どもが2歳8か月未満の場合

子どもの不審な外傷・性虐待を疑わせる徴候・体重増加不良・体重減少・身体の不衛生・疾病の放置等

1. つかまり立ち前の乳児に認められた顔面挫傷・四肢骨骨折
2. 外傷所見と保護者の説明する発生機序とが矛盾する。
3. 外傷所見や保護者の説明する発生機序が子どもの発達段階と矛盾する。
4. 保護者の説明がコロコロと二転三転する。
5. 保護者が発生機序を説明しない。
6. 不自然な外傷について、「子どもが自分でケガをした」「きょうだいがケガをさせた」と説明する。
7. 受傷してから受診するまでの時間が不適切に長い。

Yes

1. 児童相談所に通告。
2. 頭部外傷・腹部鈍的外傷・骨折・熱傷・その他の重症外傷及び致死的ネグレクトのケースは、警察にも通報する。

No

1. 発生機序と外傷との間に矛盾はないが、発生機序が不自然。
2. 子どもの衣食住やケアに不適切・不十分な部分がある。
3. 保護者が子どもを怒鳴るなど、心理的虐待が疑われる。
4. 両親の間にDVが疑われる。

Yes

市区町村（要保護児童対策調整機関）に通告する。

No

1. 経過観察を続ける。
2. 虐待・ネグレクトを疑わせる徴候がわずかでも出現すれば、市区町村に通告する。

保育所や医療機関が、虐待・ネグレクトを疑っていることを保護者に知らせてはいけません。
虐待・ネグレクトを疑われていると知った保護者は、子どもへの虐待を増悪させたり、家族との口裏合わせや証拠隠滅を図ります。